

# 室町期在京領主吉良氏と遠江国浜松庄

谷口雄太

## はじめに

かつて室町期研究では、守護が地方に割拠して支配を進めていくという守護領国制論が通説であつた。<sup>①</sup>しかし、室町幕府―守護体制論が守護領国制論を批判して京都の求心力を指摘し、さらに近年は守護以外の勢力、そして、守護であるかどうかを問わず彼らが総体として中央から地域を支配する構造（室町期在京領主社会論・室町期荘園制論）に学界の関心が集まっている。<sup>②③</sup>

このように、近時の室町期研究は、列島各地の分権性・自立性という問題から首都への求心性・京都からの支配という問題へと議論の焦点を移行させつつある。とりわけ、当時「権門」と呼ばれた在京する有力者たちが「大庄」と称された各地の大規模荘園や都市的

な場を寡占的に知行する構図・システム、及び、都鄙の間をつなぐ回路・ネットワークの存在に注目が集まり、実相の解明が大幅に進んでいる。

ここでいう在京する有力者たちとは足利將軍家、及び、その周囲に位置した人々のことで、具体的には守護を含む武家や五山禪院をはじめとする寺社勢力などのことを意味している。ポイントとなるのは「守護を含む武家」というところで、要するに、守護を務める大名以外の（守護を介さず將軍と直結する）武家の存在も視野に入れられているのである。

この、必ずしも守護のみに収斂することのない多様な勢力が、中央から地方を支配し、都鄙が多元的に結び付いているという像・姿の解明は、守護こそが地域支配の要だとしてきた室町期支配体制の現行最有力の仮説である室町幕府―守護体制論を批判・補完してい

く上で重要な意味を持ち、今後さらなる事例検討が積み重ねられていくことでより豊かなものへと進化・深化していくであろうことは疑いない。

だが、その際には「京都」そして「守護以外の勢力の存在」が強調されたがために却って後景に退いてしまった感のある、在地における彼らの領主としての支配の側面、地域の実態、また、彼ら（非守護勢力）と守護との関係、地方から中央を規定していく動き、都鄙のつながりの具体相などについても十分考慮していく必要があるように思われる。<sup>5)</sup>

そこで、本稿では上述した課題について、吉良氏の浜松庄支配を事例に考えてみたい。

吉良氏に着目するのは、同氏が足利氏御一家（足利御三家。以下、御一家と表記）の筆頭として当該期武家社会において足利氏に次ぐ儀礼的地位を占めて活動するなど、まさに在京する有力者と呼ぶに相応しい存在であるとともに、地方でも大規模荘園である三河国吉良庄（現、愛知県西尾市）や遠江国浜松庄（現、静岡県浜松市）を領主（守護以外の勢力）として支配するなど、先述した像及び課題を検討する上で申し分のない存在だと史料されるからである。

同時に、遠江国浜松庄に注目するのは、三河国吉良庄は史料の残存状況により関係文書等が希薄であるため、分析可能な地域がここ（浜松）しかないという現実があるからでもあるが、より積極的には、

遠江が十五世紀に荘園制の機能した東端だと目されており、遠江国浜松庄・吉良氏を研究対象とすることは、在京領主による遠隔地荘園支配（室町期荘園制）の実態を捉えていく上で意義を持つものと考えられる。<sup>6)</sup>

だが、そうした吉良氏についてはこれまで注視された形跡がほとんどなく、中世の浜松についても関係する文書群（「鴨江寺文書」・「寿量院文書」）が従来発給者不明とされてきたため、基礎的な事実すら十分に明らかにされてはこなかった。

しかし、吉良氏は武家の名門として確実に存在していたのであるから黙殺することはできず、また、発給者不明とされてきた中世浜松関係文書がいずれも吉良氏発給のものと同分かれれば、同氏による地域支配の内容や在地の実態をはじめ、守護との関係、連動する都鄙の姿、都鄙の間を結ぶ道などの諸相についても具体的な一つの事例として提示することができるはずである。

以下では、観応擾乱を経て吉良・山名・大内氏ら武家の有力者たちが北朝・幕府に帰参し守護などの在京が進展する十四世紀中葉から、六代將軍足利義教の暗殺を経て応仁・文明の乱が勃発してくる十五世紀中葉までの間、すなわち、先に見た近年の室町期研究が主たる対象とする室町幕府の相対的安定期を中心に、吉良氏の浜松庄支配を明らかにする。

具体的には、従来発給者不明とされてきた関係文書を花押の形か

ら全て吉良氏発給のものと確定させつつ、それを突破口に、同氏による地域支配の実態解明（とりわけ史料の残存状況から寺社支配がその中心となる）と、その前提としての（特に信仰空間を軸とした）在地構造の復元を第一に行い、その上で、守護との関係、連動する都鄙の姿、都鄙をつなぐ道の実相などを検討する。そうした作業を通じて、種々の実例を示しつつ、研究成果の一般化も図ることによって、近時の、必ずしも守護のみに収斂することのない多様な在京有力者勢力が、中央から地方を支配し、都鄙が多元的に結び付いているという室町期支配体制の像・姿を、より豊かな方向へとひらいていくことができればと考えている。

## 第一章 十四世紀後半における吉良氏と浜松庄

### （一）復権する吉良氏と斯波派としての政治的位置

#### ——浜松庄支配の歴史的前提

観応擾乱で反尊氏派として動き、一時的に室町幕府から離れていた吉良満貞は、一三六〇年代初頭、漸く幕府に帰参すると、貞治二年（一三六三）、中央では、裁判機関である引付の復置に伴い早速その頭人となった<sup>⑩</sup>。以後、吉良氏は、後述するように、相国寺供養の供奉や応永の乱での出兵、そして、御一家としての儀礼的地位も獲得していくなど、在京する有力者としての地歩を固めていく。同

時に、地方でも、次節で見えていくように、同五年以前、浜松庄の支配を認められている。

では、こうした吉良氏の都鄙での復権を支えたのは一体誰か。まずは、従来未解明だったこの問題につき検討し、吉良氏の浜松庄支配の歴史的前提を探ることからはじめたい。

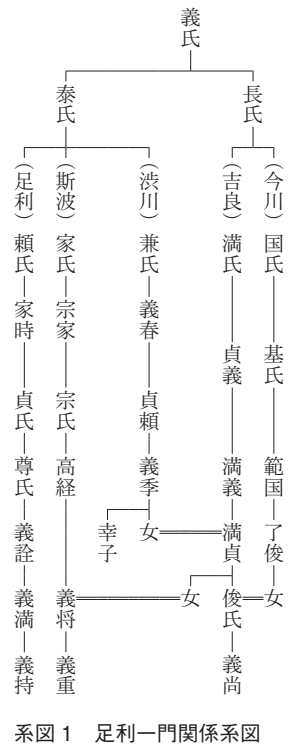
#### 斯波派との関係

そこで、吉良氏の就いた引付に注目すると、同氏を頭人としてその復権を実行したのは、時の幕府管領斯波義将、及び、その父で、当該期の幕政を主導した斯波高経であったことに気付く<sup>⑪</sup>。すなわち、吉良氏を支えた人物としては、斯波氏が想定されるのである。

ここで、当時の幕政の状況について確認しておく、周知のように、斯波派と細川派との派閥対立が存在していた。具体的には、斯波父子、そして、足利義詮の室Ⅱ足利義満の養母として幕政を左右した澁川幸子が斯波派の中心人物となつて、細川頼之・今川了俊ら細川派の人々と政治的に激しく対立していたのである。

では、こうした派閥抗争が展開される十四世紀後半の中央政界において、吉良氏はいかなる立場にあつたのだろうか。結論からいえば、同氏が引付頭人として斯波氏から採用されたことから窺えるように、斯波派との関係というものが色濃く窺えるのである。

例えば、吉良満貞の娘であるが、『不二遺稿』・『武衛系図』・『系



系図 1 足利一門関係系図

『図纂要』などによれば、彼女は斯波義将の室Ⅱ斯波義重の母であった。<sup>12)</sup> なお、斯波義重は応永二十五年（一四一八）に四十八歳で死去するので、彼の生年は応安四年（二三七二）である。したがって、それよりさほど遡らない時期に吉良氏と斯波氏との姻戚関係が成立したということが分かる。

同様に、吉良満貞の室であるが、『尊卑分脈』によれば、彼女は渋川義季の娘であった。<sup>13)</sup> つまり、彼女は先に見た幕府権力者・渋川幸子とは姉妹関係にある人物なのであった。

このように、十四世紀後半の中央政界において、吉良氏は斯波氏や渋川氏とは姻戚関係によつて強く結び付いていた一方、対する細川氏との間には同様の関係を窺うことができず、斯波派の方とより親しい間柄にあったと考えられる。事実、こうした関係は姻戚にとどまらず、斯波氏は吉良氏を引付頭人として拔擢して政治的復権を遂げさせ、吉良氏に浜松庄を返付して経済的基盤をも保証するなど、

実際にも斯波—吉良両者は緊密な関係にあったことが確認できる。こうした背景には、両者がかつて直義派を形成した同志であったことなども関係していようかと思われるが、いずれにせよ、中央政界の派閥抗争において、吉良氏が斯波派と色濃い関係にあったことは疑いない。

#### 今川氏との関係

以上のように、十四世紀後半の中央政界において斯波派との関係が色濃く窺える吉良氏であったが、実は同氏は同時期、同派とは対抗関係にあったはずの者とも姻戚関係を構築していたことが分かる。

それは、吉良満貞の子・吉良俊氏の室のことである。『常楽記』によれば、至徳三年（一三八六）に「吉良殿内室他界」とあつて、彼女がその年に死んだことが窺えるのだが、同史料はそれに続けて、「廿三歳、難産云々、今川伊予守入道女」ともあり、死んだ彼女が今川了俊の娘であったということが判明するのである。<sup>15)</sup> したがって、同年よりさほど遡らない時期に吉良氏と今川氏との姻戚関係が成立したことが分かる。

この今川了俊は、周知のように、細川頼之と親しい関係にあった者として知られている。そうした人物と姻戚関係を構築することは、斯波氏からすれば愉快なことではなかったと思料される。のみならず、吉良氏にとつても今川氏との姻戚自体がはじめてのことで

あつたと考えられ、これ以前にも以後にも吉良―今川両者の姻戚関係は確認できない<sup>16)</sup>。そうした中、それにも拘わらず、この時期、吉良氏が今川氏、とりわけ今川了俊を敢えて選んで姻戚関係の樹立に踏み切つたのは一体なぜか。

この問題を解く鍵は、いうまでもなく政治的状況の解明にこそあると考えられるが、これ以上都の情勢ばかり眺めていても一向に解けそうにない。もはや史料がないからである。そこで、中央からは一旦眼を離し、地方に視線を転じてみると、果たして、鄙を巡る動向というものが深く関係しているのではないかと考えられてくるのである。次節では、その地方⇨遠江に着目し、吉良氏と遠州、そして、今川了俊との関係について迫っていく。

## (二) 遠州浜松の支配・実態と遠江守護今川氏——浜松庄支配の成立

吉良氏と遠江との関係は同氏が浜松庄を支配したときからはじまった。その浜松の中枢に位置する引間(引馬・曳馬などとも。以下、引間と表記)は東海道(陸上交通)、天竜川(水上交通)、太平洋(海上交通)の要衝・結節点として鎌倉期には既に宿として見えている。そして、室町期には「引間市富屋千区<sup>17)</sup>」と称され、市が開かれ土倉が躍動するような、殷賑を極めた都市(都市的な場)であつたことが知られている<sup>18)</sup>。そのような交通・流通の一大重要拠点を含むこの大規模荘園は、幕府内の有力者たちが競つて手に入れようとする場

であつた<sup>19)</sup>。だが、最終的にそこを押さえたのは吉良氏であつた。

しかし、同氏による浜松庄支配の実態については従来全く未解明であつた。それは、中世浜松関係史料(「鴨江寺文書」・「寿量院文書」)のほぼ全てがこれまで発給者不明とされていたからである。

そこで、本節ではそうした関係史料が全て吉良氏発給のものであることを実証した上で、まずは、十四世紀後半における同氏による浜松庄支配の具体相と(但し、庄支配に関する史料は「鴨江寺文書」しかないため、同文書の検討を通じた支配の一端、具体的には、寺社との関係・寺社支配の問題が軸となることを予めお断りしておく。以下、庄支配の具体相・実態解明とは同様の事態を意味している)、信仰空間を中心とした地域の姿を明らかにする。その上で、前節で問題とした当該期吉良―今川両者の姻戚関係成立の背景について検討する。

浜松支配のはじまり

吉良氏と遠江との関係は暦応四年(一三四一)に吉良貞義が浜松庄の鴨江寺(現、浜松市中区鴨江)に対し書下(直状形式の下達文書)を与えた次の【史料一】からはじまる。内容は吉良氏側検断使の入部禁止、吉良氏による雑役賦課免除、寺域内殺生禁断、別当補任不可、吉良氏の立野・立山以外での草木伐採認可の五カ条、及び、寺領の保護で、鴨江寺衆徒の申請を承認する形をとっている。なお、本文書の発給者について『静岡県史』(以下、『静岡県史』資料編は

『静』資」と表記)は「某」としたが、既に『花押かがみ』の編者も指摘した如く、<sup>(20)</sup>花押の形から吉良貞義に比定される。

【史料一】吉良貞義袖判書下

(「鴨江寺文書」『静』資六、一四四〜一四五頁、傍線引用者、

以下同)

(花押<sup>(21)</sup>)

遠江国浜松庄鴨江寺衆徒等申条々

一、停止檢断使乱入、犯科人出来時者、為寺僧沙汰可レ召<sub>レ</sub>渡其身<sub>二</sub>事、

一、可レ令<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>除寺用田雜役<sub>二</sub>事、

一、可レ禁<sub>レ</sub>断寺領内殺生<sub>二</sub>事、

一、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>補<sub>二</sub>別当<sub>二</sub>事、

一、立野立山之外、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>制<sub>二</sub>止草木<sub>二</sub>事、

右、五ヶ条并報恩寺以下寺中坊敷等事、任<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>沙汰<sub>二</sub>之状如<sub>レ</sub>件、

曆応四年九月廿一日

(遠江国浜松庄鴨江寺衆徒等申す条々、一つ、檢断使の乱入を停止し、

犯科人出来の時は、寺僧の沙汰として其の身を召し渡すべきの事、

一つ、寺用田雜役を免除せしむべきの事、一つ、寺領内殺生を禁断

すべきの事、一つ、別当を補すべからざるの事、一つ、立野立山の外、

草木を制止すべからざるの事、右、五ヶ条並びに報恩寺以下寺中坊敷等の事、先例に任せ沙汰致すべきの状件の如し)

その後、觀応二年(一三五二)には「於遠江国引間宿、対于貴良殿代富長、致合戦忠折」と、<sup>(21)</sup>引間において直義派として戦う吉良氏の姿が確認できる。こうして吉良氏が直義派・南朝勢力として活動している間に浜松庄は一旦仁木義長や細川清氏らのものとなつたようだが、<sup>(22)</sup>彼らの失脚、及び、吉良満貞の幕政復帰に伴つて、同庄は再び吉良氏のものとなつたようである。貞治五年(一三六六)には吉良満貞(史料二)が、至徳二年(一三八五)には吉良満貞の子・吉良俊氏(史料三)が【史料一】とほぼ同内容・同形式の書下を鴨江寺に与えている(史料三) Ⅱ 至徳二年時には吉良氏による天役銭賦課免除も追加承認されている。吉良氏が領内に天役銭を賦課したのである。なお、【史料三】の発給者について『静岡県史』は「某」としたが、文書の内容と形式とが吉良貞義(史料一)・吉良満貞(史料二)のもの<sup>(23)</sup>と一致すること、及び、花押の形(A)が吉良俊氏のもの(B・C)と合致することから、<sup>(24)</sup>吉良俊氏に比定される。

【史料二】吉良満貞袖判書下 (「鴨江寺文書」『静』資六、三三三頁)

(花押<sup>(25)</sup>)

遠江国浜松庄鴨江寺衆徒等申条々



一、停<sub>レ</sub>止<sub>レ</sub>檢断使乱入<sub>一</sub>、犯科人出来時者、為<sub>二</sub>寺僧<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>渡其  
身<sub>二</sub>事<sub>一</sub>、

一、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>除<sub>レ</sub>寺用田雜役<sub>二</sub>事<sub>一</sub>、

一、可<sub>レ</sub>禁<sub>レ</sub>断<sub>レ</sub>寺領内殺生<sub>二</sub>事<sub>一</sub>、

一、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>補<sub>レ</sub>別当<sub>二</sub>事<sub>一</sub>、

一、立野立山之外、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>制<sub>レ</sub>止<sub>レ</sub>草木<sub>二</sub>事<sub>一</sub>、

右、五ヶ条并報恩寺以下寺中坊敷等事、任<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>沙汰<sub>二</sub>之状<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>件、

之状如<sub>レ</sub>件、

貞治五年四月八日

(遠江国浜松庄鴨江寺衆徒等申す条々、一つ、檢断使の乱入を停止し、  
犯科人出来の時は、寺僧の沙汰として其の身を召し渡すべきの事、  
一つ、寺用田雜役を免除せしむべきの事、一つ、寺領内殺生を禁断  
すべきの事、一つ、別当を補すべからざるの事、一つ、立野立山の外、  
草木を制止すべからざるの事、右、五ヶ条并びに報恩寺以下寺中坊  
敷等の事、先例に任せ沙汰致すべきの状件の如し)

【史料三】吉良俊氏袖判書下 (「鴨江寺文書」『静』資六、五二六頁)

(花押)

遠江国浜松庄鴨江寺領所務条々

一、停<sub>レ</sub>止<sub>レ</sub>檢断使乱入<sub>一</sub>、犯科人出来時者、為<sub>二</sub>寺僧<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>渡其  
身<sub>二</sub>事<sub>一</sub>、

某(袖判)



(下欠)

A 吉良俊氏袖判書下 (「鴨江寺文書」『静』資6、1325頁)



吉良俊氏

B 引付頭人吉良俊氏奉書 (『壬生家文書』10、241頁)



左兵衛佐某

C 引付頭人吉良俊氏奉書 (『壬生家文書』10、228頁)

一、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>除<sub>レ</sub>寺用田雜役<sub>二</sub>事<sub>一</sub>、  
一、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>除<sub>レ</sub>寺領田畠天役錢<sub>二</sub>事<sub>一</sub>、  
一、可<sub>レ</sub>禁<sub>レ</sub>断<sub>レ</sub>寺領内殺生<sub>二</sub>事<sub>一</sub>、  
一、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>補<sub>レ</sub>別当<sub>二</sub>事<sub>一</sub>、  
一、立野立山之外、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>制<sub>レ</sub>止<sub>レ</sub>草木<sub>二</sub>事<sub>一</sub>、  
右、条々并報恩寺以下寺中坊敷等、任<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>沙汰<sub>二</sub>之状<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>件、

至徳二年十一月十六日

(遠江国浜松庄鴨江寺領所務条々、一つ、檢断使の乱入を停止し、  
犯科人出来の時は、寺僧の沙汰として其の身を召し渡すべきの事、  
一つ、寺用田雜役を免除せしむべきの事、一つ、寺領田畠天役錢を  
免除せしむべきの事、一つ、寺領内殺生を禁断すべきの事、一つ、  
別当を補すべからざるの事、一つ、立野立山の外、草木を制止すべ  
からざるの事、右、条々并びに報恩寺以下寺中坊敷等、先例に任せ  
沙汰致すべきの状件の如し)

なお、至徳二年の吉良俊氏袖判書下（史料三）が発給される前年の同元年には、貞治五年に袖判書下を発給した父・吉良満貞が死去しているため、同文書発給の経緯は吉良氏の代替わりに伴ったものであったと考えられる。以後、守護による介入も、他氏への改替も見られることなく、吉良氏は自らの手で浜松庄の支配を行っていくことになる（ちなみに、吉良氏は浜松庄の支配にあたり、代官・奉行を現地に派遣したものとされるが、室町期には関係史料がなく、戦国期にならないとその人的・具体的な様相は分からない）。

真言宗鴨江寺と禅僧「妙佐西堂」

さて、これまで何度も出てきた鴨江寺について今まで何の説明もしてこなかったため、ここで見ていくとともに、併せて、吉良氏の浜松庄支配の内実、及び、地域の信仰空間の姿についても明らかにしていきたい。

鴨江寺は奈良時代創建の由緒を持つ古刹で、現在も浜松に存在する真言宗の有力寺院である。同寺は後醍醐天皇から綸旨を賜り、建武政権崩壊後も南朝勢力として活動したらしく、暦応二年（一三三九）には幕府軍から攻撃を受けている。しかし、同四年には吉良貞義から安堵を受けていることから（史料一）、その後は北朝・幕府方に従ったようである。

なお、十四世紀の浜松を信仰空間という点から見ると、鴨江寺の

他に巨大寺院の存在を史料から窺うことはできず（真言寺院・頭陀寺（現、浜松市南区頭陀寺）などもあったというが、史料にはほとんど見えず実態を追究できない。今後の課題とせざるを得ない）、また、南朝方として戦争を遂行し、北朝・幕府方に与してからも吉良氏にかなりの特権を認めさせる（史料一〜三）など、鴨江寺は中世浜松において相当に有力な寺家勢力であったと考えられることができる。吉良氏としては、在地の（同氏入部以前から存在する）伝統的の巨大寺院に対し大幅な特権を与えることで、円滑な浜松庄支配を図ったものと見られる。

そうした鴨江寺に対して、嘉慶二年（一三八八）、一通の文書が下された。それが【史料四】である。なお、本文書の発給者について『静岡県史』は「某」としたが、花押の形（D）が吉良俊氏のもの（前掲A〜C）と合致することから、吉良俊氏に比定される。

【史料四】吉良俊氏袖判書下（鴨江寺文書）『静』資六、五四五頁（花押）

遠江国浜松庄鴨江寺衆徒等申、報恩寺并寺領等事、去年十二月十三日、雖令寄進妙佐西堂、寺家之衆徒等就歎申、有其沙汰之處、理運之段依聞披、如元所返付也、仍自今以後、為鴨江寺衆徒之計、可全寺務之状如件、

嘉慶二年四月五日



左兵衛佐

(遠江国浜松庄鴨江寺衆徒等申す、報恩寺并びに寺領等の事、去年十二月十三日、妙佐西堂に寄進せしむといえども、寺家の衆徒等歎き申すに就き、その沙汰有るところ、理運の段聞き披くに依り、元の如く返付するところなり、仍て自今以後、鴨江寺衆徒の計いとして、寺務を全うすべきの状件の如し)

某(袖判)



D 吉良俊氏袖判書下  
(「鴨江寺文書」『静』資6、1325頁)

これは、至徳二年まで鴨江寺の根本所領として安堵されていたはずの「報恩寺并寺領等」(史料一〇三)傍線部参照)が、嘉慶元年(「去年」、吉良俊氏によつて突如没収され、「妙佐西堂」に「寄進」されたことに対する鴨江寺衆徒の嘆願(「歎申」と、それを受けての吉良俊氏による再考(「有其沙汰之处」、そして、鴨江寺への所領の返付(「理運之段依聞披、如元所返付」)がその内容である。だが、とりわけ注目すべきは、吉良俊氏が鴨江寺との間の先例を否定してまでしてその所領の寄進を図った相手である「妙佐西堂」で

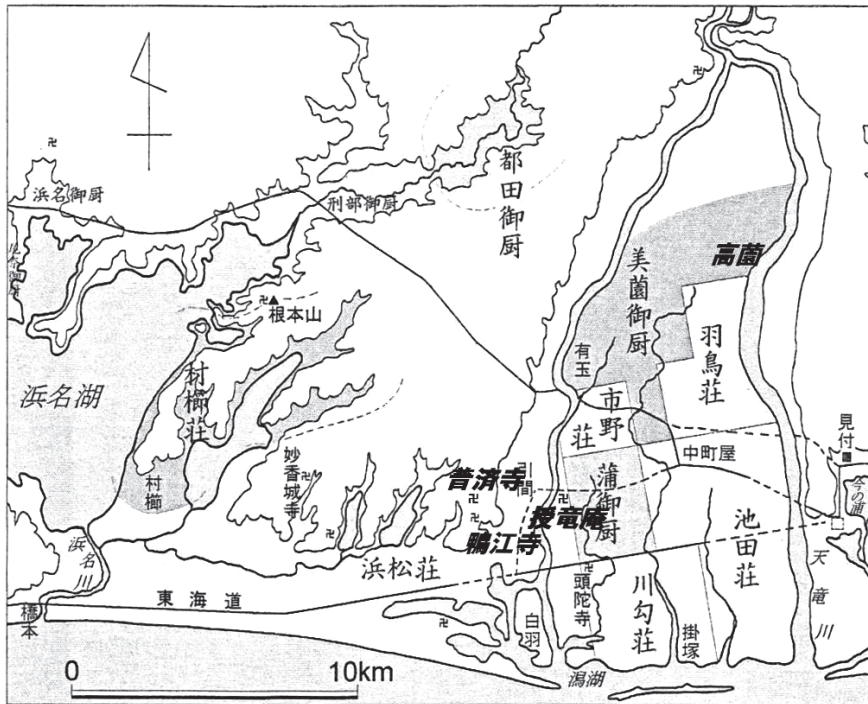
あろう。

では、その「妙佐西堂」とは一体誰か。この点、まず「西堂」とあるから禅宗関係者(それも十刹か諸山の住持)だと分かり、かつ、浜松における有力寺院・鴨江寺をいとも簡単に否定してしまひ得るほどの有力者であることも窺える。そうした妙佐を、さらに十四世紀後半という活動時期からも絞り込んでいくと、ここに一人の禅僧の姿が浮かび上がってくる。その禅僧とは、「汝霖妙佐」である。

汝霖妙佐とは、はじめは臨済宗一山派、後には臨済宗夢窓派となった禅僧で、一山派の時代には「良佐」と名乗っていた人物である。彼は応安元年(一三六八)に絶海中津らとともに入明し、永和四年(一三七八)に帰朝するという経験を持ち、至徳三年(一三八六)には一山派から夢窓派へと乗り換えて「良佐」から「妙佐」へ改名するとともに、春屋妙葩の後継住持として京都宝幢寺(臨済宗夢窓派・春屋門派の拠点寺院、十刹)に入寺した僧侶であった。つまり、汝霖妙佐とは春屋妙葩の法嗣・エコールとして名高く、入明経験もあるような、当代屈指の臨済宗夢窓派の僧なのであった。<sup>(30)</sup>

このように「妙佐西堂」が「汝霖妙佐」だとすると、今度はそうした臨済宗夢窓派の汝霖妙佐に吉良俊氏が(宝幢寺領か同寺開山塔頭鹿王院領としてであろう)所領を寄進したのはいかなる背景があつてのことだったのかということが問題となってくる。

ここで注目されるのが、『宋学士全集補遺』に見える「汝霖名良



中世の浜松（『改訂図説浜松の歴史』浜松市博物館、2006年、34頁をもとに加筆作成）

佐、遠州高園人」との記事である。<sup>(32)</sup>「遠州高園」とは現在の浜松市浜北区高園に比定される天竜川のほとりに位置する場所である。汝霖妙佐は、吉良氏支配下の浜松に程近い、そのような場所の出身者だったのである。また、汝霖妙佐はこの地に因んで「高園」と号し、『高園集』という作品集も残している。<sup>(33)</sup>さらに、高園に現存する学園寺所蔵の『汝霖良佐禅師伝記』によれば、汝霖妙佐は晩年にこの地に帰郷して学園寺を開創したという。<sup>(34)</sup>つまり、吉良俊氏と汝霖妙佐との間には「地縁的なつながり」が確認されるのである。

それとともに、「両者の関係は「京都」・「斯波氏」・「臨濟宗夢窓派」という点からも考えられる。春屋妙葩や汝霖妙佐の率いる臨濟宗夢窓派は、当時の京都における一大宗教権門にして、時の幕府管領で吉良俊氏の義理の兄弟にもあたる斯波義将からの絶大な信任も得ていた。<sup>(35)</sup>吉良俊氏も当時、京都において引付頭人を務め、相国寺供養の供奉や、<sup>(36)</sup>応永の乱での出兵など、<sup>(37)</sup>將軍権力や管領斯波氏と密接に関係し、それゆえであろう、吉良俊氏の子・吉良義尚以降、<sup>(38)</sup>同氏は代々にわたり実名に「當時諸人輒不付之也」とされた義字使用が許されるなど、在京する有力者として活動している。したがって、両者は京都でも接点があったと史料される。

吉良俊氏が鴨江寺との間の先例を否定してまでしてその所領を汝霖妙佐に与えようとしたことから考えるに、彼は京都や斯波氏と深いつながりを持つ寺社勢力たる臨濟宗夢窓派の教線を浜松に引き入

れることで、これまで同地で大きな勢力を誇っていた真言宗鴨江寺を相対化しようとしていたのではないだろうか。一方、これを寺家の方から見るならば、臨済宗夢窓派にとつても、それは吉良氏との関係を梃に自らの教線を中央（京都）から地方（遠江）へと拡大させていく契機となった（なるはずのものであった）と捉えられる。

以上の如く、吉良俊氏は真言宗鴨江寺の勢力を相対化すべく、その所領を汝霖妙佐に寄進したと考えられるが、鴨江寺からの「歎申」（史料四）を受け、汝霖妙佐への寄進を白紙に戻した。十四世紀段階では依然、中世浜松における寺家・鴨江寺の存在は武家・吉良氏といえども決して無視し得ないものがあつたのであり、同時に、真言宗勢力の前に禅宗の浜松への教線拡大の試みは失敗したといわざるを得ない。こうした状況が大きく転換していくのは次の時代、すなわち、十五世紀になるのを待たなければならなかつたのである。

#### 遠江守護今川氏との関係

以上、十四世紀後半において吉良氏が浜松庄支配を成立・始動させはじめたことを史料から明らかにした。続けて、本節の課題とした当該吉良―今川両者の姻戚関係成立の背景につき検討する。これまで述べてきたように、十四世紀後半、吉良氏は浜松庄の支配をはじめたわけであるが、その浜松の存する遠江一国の状況につ

いて見てみると、同国の守護職は観応三年（二三五二）以来、今川範国の有するところであつたことに気付く<sup>39</sup>。彼は吉良貞義と南北朝初期頃に「父子の契約」を結び<sup>40</sup>、その後、観応擾乱では尊氏派にいたため、直義派についた吉良氏（満義・満貞）とは一時的に対立したが、同擾乱を経て、応安三年（一三七〇）には吉良満貞が今川某に浜松庄内の所職の一部を預け置く<sup>41</sup>など、今川範国が遠江守護を務めていた時期、吉良―今川両者は基本的に互恵的關係にあつたと考えられる<sup>42</sup>。

そうした中、今川範国は至徳元年（一三八四）に死去し、同年以降はその子・今川了俊が遠江守護を担当することとなつた。その頃、九州探題として鎮西を舞台に活動していた今川了俊は、「浜松庄等、其時闕所なりしかば、望申しを、終不<sup>43</sup>申行、みな清氏申給き、依<sup>44</sup>無念<sup>45</sup>遠州に在国せし間、此時は在京せざりき」や「今川予州禪門、為<sup>46</sup>鎮西下向、自<sup>47</sup>遠州「帰洛云々」などの記事から窺えるように、遠江とは深い関係を有する人物であつた。そして、永和四年（二三七八）には浜松庄の東隣に位置する蒲御厨（現、浜松市東部）に文書を発給するなど、彼は遠江に現実的な力も持つていた。

前節の最後で、今川氏との姻戚がこれ以前にも以後にも確認されないその中で、とりわけ今川了俊を吉良氏が選んだのはなぜか、しかも斯波派との関係が色濃く窺えるにも拘わらず、敢えて同派とは対立關係にあつたはずの今川了俊との姻戚關係樹立に踏み切つたの

はなぜなのかとの問いを発した。だが、ここまでくれば自ずと以下の如き答えが得られるのではないだろうか。

すなわち、浜松に勢力を有する吉良氏（満貞・俊氏）は遠江の守護職を持つ今川氏との関係延長を図った。一方、遠江の守護を務める今川氏（範国・了俊）としても、国内の有力者にして同国屈指の大規模莊園・中世都市を支配する吉良氏と組み、自らの遠州支配の安定を期した。かくして、至徳三年よりさほど遡らない時期に両者の姻戚関係は成立したのだと。つまり、吉良氏が今川氏に期待したのは彼の守護としての役割・側面であって、守護との良好な関係こそ領主たる吉良氏の主眼・狙いだったと考えられるのである。この点、守護と国内有力者との姻戚関係は、例えば当該期の越前守護家斯波氏―同国人（奉公衆家）千秋氏などからも確認され、ごく自然に理解できるものと考ええる。

但し、中央では斯波派と、地方では細川派（今川氏）と手を結ぶという、いわば「二重外交」には限界も読み取り得る。というのも、吉良氏による遠州浜松への臨済宗夢窓派導入失敗の背景としては、先述の如く、現地の真言宗勢力による抵抗という事態がまずは指摘されるところであるが、それに加えて、遠江守護今川氏による非協力という事態もまた想定されるからである。

先述したように、臨済宗夢窓派は当時、斯波氏と緊密な関係にあった。したがって、同派の遠州での浸透・拡大は、斯波氏と対抗

関係にあった今川氏にとつて好ましい事態であるはずがない。かくして、禪宗導入という点で、吉良氏が守護今川氏から万全の協力を得られたとは想定し難く、結果、吉良氏は臨済宗夢窓派を浜松へ迎え入れることに失敗したとも考えられるのである。こうした事態は、都鄙の間でのねじれた関係（中央では斯波氏と、地方ではそのライバル今川氏と組むという関係）が解消されない限り、根本的に解決する見込みはないであろう。

だが、こうした十四世紀の状況は、次の十五世紀になると文字通り一変していく。次章ではそれについて見ていくことにしよう。

## 第二章 十五世紀前半における吉良氏と浜松庄

### ——浜松庄支配の展開

前章で確認したように、十四世紀の浜松では真言宗鴨江寺の勢力が強く、吉良氏の支援した禪宗の同地への教線拡大の試みは、前者の反対や守護今川氏による非協力など周囲を取り巻く状況の前に、失敗した。だが、十五世紀に入ると真言宗鴨江寺に交替するかのようになつた寺院が台頭してくる。その一つが「授竜庵」（現、寿量院。浜松市中区向宿）、もう一つが「普濟寺」（現、浜松市中区広沢）である。

しかし、前者は、「浜松には中世文書が乏しいが、向宿の寿量院

には応永三十四年（一四二七）から永祿六年（一五六三）に至る六通の文書があり、貴重である」とされていても謎のままである。検討された形跡はなく、その宗派や正体についても謎のままである。一方、後者も、曹洞宗の東海地域における一大拠点であったと説かれてはいるものの、それらは近世史料に基づいた説明・解説がほとんどであるため、中世史料から裏付けを必要とする。

そこで、本章ではこれら二つの寺院に着目し、まずは、その正体と歴史的位置とを明らかにして、地域の信仰空間を復元する。その上で、新たな信仰空間の創出が可能となった背景について考察する。

（一）臨濟宗授竜庵（基礎的考証編）

はじめに、吉良氏と鴨江寺との関係から確認する。応永二十二年（一四一五）、吉良俊氏の子・吉良義尚は鴨江寺に対して書下を与えた。それが次の【史料五】である。内容はこれまで見た【史料一】と【史料二】と同じである。なお、本文書の発給者を『静岡県史』は「某」としたが、文書の内容と形式とが吉良貞義（【史料一】）・吉良満貞（【史料二】）・吉良俊氏（【史料三】）のものとして一致すること、及び、花押の形（E）が吉良義尚のもの（F・G）と合致することから、吉良義尚に比定される。

【史料五】吉良義尚袖判書下（鴨江寺文書）『静』資六、七三〇頁）

（花押）

遠江国浜松庄鴨江寺領所務条々

一、停止検断使乱入、犯科人出来時者、為寺僧可召渡其身事、

一、可令免除寺用田雑役事、

一、可令免除寺領田畠天役事、

一、可禁断寺領内殺生事、

一、不可補别当事、

一、立野立山之外、不可制止草木事、

右、条々并報恩寺以下寺中坊敷等、任先例可致沙汰之状

如件、

応永廿二年八月七日

（遠江国浜松庄鴨江寺領所務条々、一つ、検断使の乱入を停止し、犯科人出来の時、僧の沙汰として其の身を召し渡すべきの事、一つ、寺用田雑役を免除せしむべきの事、一つ、寺領田畠天役を免除せしむべきの事、一つ、寺領内殺生を禁断すべきの事、一つ、別当を補すべからざるの事、一つ、立野立山の外、草木を制止すべからざるの事、右、条々并びに報恩寺以下寺中坊敷等、先例に任せ沙汰致すべきの状の如し）



某(袖判)



E 吉良義尚袖判書下  
〔鴨江寺文書〕『静』資6、1326頁)



F 吉良義尚書状  
〔宮地直一氏所藏文書〕『東京大  
学史料編纂所架蔵影写本〕)



G 吉良義尚書状  
〔石水博物館所藏文書〕『三重県  
史』資料編中世2・別冊、84頁)

なお、先述の如く、至徳二年(一三八五)の吉良俊氏袖判書下(史料三)は吉良氏の代替わりに伴つてのものであった。それゆえ、今回も同様の経緯によって発給されたと考えられる。事実、吉良俊氏から吉良義尚への代替りはまさしくこの時期の出来事であった。

だが、本文書を最後に「鴨江寺文書」(吉良氏発給文書)は以後約百年間、姿を消す。このことは、吉良氏と鴨江寺との間に何らかの関係変化(関係相対化)があつたことを示唆する。

実際、この時期、吉良氏との関係につき、鴨江寺に替わるように新たに登場してくる寺院があつた。その一つが授竜庵である。この授竜庵は浜松に現存し、現在は臨濟宗方広寺派の寺院となつて<sup>5)</sup>いる。まずは関係史料を二点掲げよう。

【史料六】吉良義尚寄進状(寿量院文書)『静』資六、八〇九頁)

寄附 授竜庵

遠江国浜松庄内宇間郷料所方之内地藏堂并夷宮加寄進之地等、同郷給人方畠壹段等事、

右、所<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>寄<sub>三</sub>附当庵<sub>一</sub>也者、任<sub>三</sub>先例<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致<sub>三</sub>沙汰<sub>一</sub>之状如<sub>レ</sub>件、

応永卅四年八月十九日

(吉良義尚  
花押)

(寄附す 授竜庵、遠江国浜松庄内宇間郷料所方之内地藏堂并びに夷宮寄進を加うるの地等、同郷給人方畠壹段等の事、右、当庵に寄附せしむるところなりてえれば、先例に任せ沙汰致さるべきの状件の如し)

【史料七】吉良義尚袖判書下(寿量院文書)『静』資六、八二六頁)

(吉良義尚  
花押)

遠江国浜松庄内宇間郷授竜庵事、任<sub>三</sub>先例<sub>一</sub>領掌不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>三</sub>相違<sub>一</sub>之状如<sub>レ</sub>件、

永享四年二月十三日

是瓊侍者

(遠江国浜松庄内宇間郷授竜庵の事、先例に任せ領掌相違有るべからざるの状件の如し)

はじめの【史料六】は吉良義尚が応永三十四年に授竜庵へ所領の寄進を行ったもので、「寿量院文書」の初見となつてゐる。次の【史料七】は同じく吉良義尚が永享四年(一四三二)に「是瓊」に



対して授竜庵の領掌を認めたものである。

では、授竜庵とは一体いかなる性格の寺院だったのか。手掛かりとなりそうなのは次の史料である。

【史料八】吉良義尚寄進状校正案文

〔寿量院文書〕『静』資七、二九〇頁

寄附 授竜庵

遠江国浜松庄内宇間郷料所方之内地藏堂并夷宮加寄進之地等、同郷給人方畠壹段等事、

右、所令寄附当庵也者、任先例可被致沙汰之状如件、

（吉良義尚）  
正法院殿様

応永卅四年八月十九日 御判

于時大永三末年、就下地之儀從奉行被申子細有之、以

此御判申披候、

証明 飯尾善六郎殿

奉行 飯尾善四郎殿

右、以批判無相違者也、

正法院方当代官

珠梅（花押）

（寄附す 授竜庵、遠江国浜松庄内宇間郷料所方之内地藏堂并びに

夷宮寄進を加うるの地等、同郷給人方畠壹段等の事、右、当庵に寄

附せしむるところなりてえれば、先例に任せ沙汰致さるべきの状件の如し）

（時に大永三末年、下地の儀に就き奉行より申さるる子細これ有り、

此の御判を以て申し披き候、証明 飯尾善六郎殿 奉行 飯尾善四

郎殿 右、批判を以て相違無きものなり）

この文書は、十六世紀に遠江を制圧した今川氏に対して、授竜庵が応永三十四年の吉良義尚寄進状（史料六）を持ち出して、寺領の安堵を認めさせたときのものである。ここで注目すべきは、文書の最後に「正法院方当代官珠梅」なる人物が見えることである。

竹庵珠梅・玉浦珠珍

では、この「正法院方当代官珠梅」とは一体誰かということだが、彼についてはもう一通、「寿量院文書」に關係史料が残されている。それが次の史料である。

【史料九】珠梅寄進状（『寿量院文書』『静』資七、七二四頁）

前住東福玉浦和尚大禪師御影、今日以吉日安置授竜庵、然

間為御茶湯、寺嶋之内参貫文寄進申候畢、無退転御洒

掃専一候、仍如件、子孫繁栄之処也、

竹庵

向宿

授竜庵

(前住東福玉浦和尚大禪師の御影、今日吉日を以て授竜庵に安置す、然る間、御茶湯として寺嶋の内参貫文寄進申し候い畢ぬ、退転無く御洒掃專一に候、仍て件の如し、子孫繁栄のところなり)

ここから、十六世紀に珠梅が「前住東福玉浦和尚大禪師御影」を授竜庵に安置したことが窺える。この「前住東福玉浦和尚大禪師」とは、『静岡県史』が比定した通り、「玉浦珠珍」のことである。

その玉浦珠珍とは、文明十五年(一四八三)に博多聖福寺から京都東福寺住持として入寺し、翌年三河で死去した臨済宗聖一派・正法門派の禪僧である。<sup>(52)</sup>なお、示寂の地・三河だが、彼は「応通五世」<sup>(53)</sup>(応通禪師とは三河実相寺二世無外爾然。後述)であるから、その場所は吉良氏と関係の深い三河実相寺(京都東福寺末)と考えられる。そして、その御影が後に遠江授竜庵に安置されたのであった。

以上から、玉浦珠珍は京都東福寺・三河実相寺・遠江授竜庵、そして、吉良氏と関係の深い臨済宗聖一派・正法門派の僧であったことが窺えた。

翻つて、珠梅の「正法院方当代官」(史料八)であるが、彼は「臨済宗聖一派・正法門派」の玉浦珠珍の御影を安置していること

から、正法院とは「東福寺正法院」に比定できる。そしてその東福寺正法院とは吉良義尚が「喪<sub>二</sub>於正法院<sub>一</sub>」とされた場所<sup>(54)</sup>で、「正法乃吉良殿塔頭也」としても見える吉良氏とは極めて関係の深い東福寺の塔頭であった。

東陽珠堅

さて、その玉浦珠珍の師は「東陽珠堅」という人物である。<sup>(55)</sup>彼は「応通四世」<sup>(57)</sup>にして、東福寺住持も務めた臨済宗聖一派・正法門派の禪僧である。<sup>(58)</sup>その事蹟としては、応永二十四年に行われた『聖一國師年譜』の校正・改刻作業に際して臨済宗聖一派の岐陽方秀と金銭を供出したこと<sup>(59)</sup>や、同三十一年の死去などが確認される。

このように、彼も京都東福寺・三河実相寺とのつながりが確認される臨済宗聖一派・正法門派の僧であったが、ここで注目されるのが次の史料である。

【史料一〇】賀久留神社所藏棟札銘(『静』資六、七七八頁)

大檀那源朝臣義尚<sup>(吉良義尚)</sup> 大勸進积有現 大工藤原□□

八幡宮御宝殿一字重奉<sub>二</sub>造立<sub>一</sub>、伏願天下泰平、皇風永扇、国土

安穩、壇門繁昌、

応永二十六年己亥卯年十五日 願主比丘伝法珠堅謹書

(八幡宮御宝殿一字重て造立し奉る、伏して願はくは天下泰平、皇

風永扇、国土安穩、壇門繁昌)

ここには、応永二十六年に吉良義尚が大檀那となって浜松に賀久留八幡宮（現、賀久留神社。浜松市西区神ヶ谷）を造立した際の願主として、「珠堅」（傍線部）なる人物が描かれているのである。<sup>61</sup>問題は、この願主「珠堅」と「東陽珠堅」との関係如何であろう。

まず、【史料一〇】から願主・珠堅が吉良氏と密接な関係にあった僧であったことが分かる。対する東陽珠堅の方も、吉良氏の建立した三河実相寺の二世・無外爾然の法流を汲む四世にあたり（先述）、かつ、彼の属する臨済宗聖一派・正法門派は、後にまとめるように、吉良氏と大変に深いつながりを持つ門派であった。このように、【史料一〇】の願主・珠堅と東陽珠堅とはともに吉良氏と緊密な関係を有する僧なのであって、かつ、十五世紀初めという时期的にも同時期に活動していることも併せると、両者は同一人物と見て間違いないだろう。

以上から、東陽珠堅は京都東福寺・三河実相寺、そして、吉良氏と関係の深い臨済宗聖一派・正法門派の僧であったこと、そして、そのような彼が、十五世紀前半、浜松に登場したことが窺えた。

直心是一

その東陽珠堅の師は「直心是一」という人物である。<sup>62</sup>彼は、康暦

二年（一三八〇）、春屋妙葩が東福寺に通天橋を落成させたのに際して臨済宗聖一派の性海霊見らが慶讚次韻を加えたが、その中の一人として姿が確認される人物である。<sup>63</sup>また、嘉慶三年（一三八七）、宋代の禅籍・『冥枢会要』を東福寺から五山版として刊行するにあたって、「三州実相禅寺前任住持比丘是一」こと彼・直心是一が施財を行っている姿も確認できる。<sup>64</sup>

以上から、直心是一も京都東福寺・三河実相寺、そして、吉良氏と関係の深い臨済宗聖一派・正法門派の僧であったことが窺えた。彼は「応通三世」と見做せよう。

一峰明一

その直心是一の師は「一峰明一」という人物である。<sup>65</sup>彼は三河実相寺二世無外爾然の法嗣、すなわち、「応通二世」で、東福寺住持となつてその塔頭・正法院を開いた臨済宗聖一派・正法門派の僧である。<sup>66</sup>なお、臨済宗聖一派の僧・友山士偲の『友山録』によれば、十四世紀、吉良満義は一峰明一から「衣盂」（法衣と盂鉢。その授受は師弟関係成立を意味する）を受け、その後、両者は「同月同日」（九月二十三日）に死んだことで、「師資縁会、互為主伴、同条而来、同条而去」とまで称されたという。<sup>67</sup>一峰明一と吉良満義とが著しく緊密な関係にあったことが窺えるわけだが、その一峰明一の法孫こそ東陽珠堅であり、また、吉良満義の曾孫こそ吉良義尚なのであつ

て、そうした両者が、【史料一〇】で見たような、後にともに浜松に賀久留八幡宮を造立するような関係になるのも肯げるところであろう。

以上から、一峰明一も京都東福寺・三河実相寺、そして、吉良氏と関係の深い臨済宗聖一派・正法門派の僧であつたことが窺えた。

太山一元

なお、一峰明一の弟子には直心是一の他に、「太山一元」もいた。<sup>(88)</sup>彼もまた三河実相寺の僧で、吉良氏とは関係が深く、貞治元年（一三六二）、吉良満貞が三河実相寺に木造釈迦三尊像を安置するにあたり、三河実相寺の太山一元が筆頭となつてその胎内に結縁交名を納めていることが確認できる。<sup>(89)</sup>

## (二) 臨済宗授竜庵（発展的考察編）

やや煩雑になつたので、臨済宗聖一派・正法門派の法流を表した系図を掲げるとともに、併せて、これまでの考察結果を二点、まとめたい。

一点目は、授竜庵、及び、玉浦珠珍を起点としてその法流・系譜（臨済宗聖一派・正法門派）を辿っていくと、彼らはいずれも、京都東福寺・三河実相寺、そして、吉良氏と深いつながりを持つ人物だつたということである。



系図2 臨済宗聖一派・正法門派の法流

二点目は、そのような吉良氏と緊密な関係にある臨済宗聖一派・正法門派の教線（具体的には東陽珠堅）が応永二十六年（一四一九）には遠州浜松に到来し、その直後の同三十四年、吉良義尚に庇護された授竜庵の姿が確認されはじめ、そして、その授竜庵に東陽珠堅の法嗣・玉浦珠珍（臨済宗聖一派・正法門派）の御影が安置されたということである。

以上から、授竜庵は臨済宗聖一派・正法門派の寺院であつたと見做すことができる。

これを裏付ける史料が授竜庵こと現在の寿量院に存在した。実は、筆者は寿量院の橋田匡邦氏の御厚意で同寺院所蔵の史料を調査する機会に恵まれ、以下の二つの史料を伺うことができた。その史料とは元禄六年（一六九三）の奥書を有する『寿量院過去帳』と天明五年（一七八五）に「畧所拷訂」された『大通院諸末寺世代記』との二つである。

両書を紐解くと、いずれも寿量院の開山について「東福開山聖一

国師当山開山」(『寿量院過去帳』)、「開山聖一國師」(『大通院諸末寺世代記』)とする点で共通している。

また、寿量院は臨済宗方広寺派として十七世紀頃には大通院(現、浜松市南区新橋)の末寺に組み込まれたようだが、それ以前には「前住東福実相中興当山三世玉浦大和尚」、「前住東福当山四世法林宗建和尚」、「前住東福当山五世中興玄室禅指和尚」、「前住東福当山六世賢叔自哲和上」(『寿量院過去帳』)などと、京都東福寺や三河実相寺に連なる僧がその住持を務めていたということも窺える。

むろん、この二つの書物は近世にまとめられたものであるため、注意を要するものであることは疑いない。だが、寿量院が現在臨済宗方広寺派の寺院であるその中で、かつて臨済宗聖一派であった頃の記憶だけはしっかりと書き留められていることには瞠目せざるを得まい。

なお、『大通院諸末寺世代記』は、数ある末寺の中で、普門寺(現、浜松市南区金折)もその開山を聖一國師としているが、中世の普門寺の住持は寿量院の住持を務めていた場合が多かったようで、両寺院のつながり、さらには、中世浜松における臨済宗聖一派の教線拡大の過程までもが想定される。

以上の結果をまとめると、授竜庵とは、臨済宗聖一派・正法門派の末寺として十五世紀前半に浜松に開かれた寺院であったと考えられる。したがって、同寺院創建直後の【史料七】に見える「是瓊」

なる人物もまた同派に属する禅僧と捉えられ、是瓊と直心是一とが「是」の一字を同じくしていることから考えて、両者は関係者と見て間違いなからう。

以上を踏まえた上で、最後に、そうした臨済宗聖一派の寺院が、十五世紀、浜松に登場したことの持つ意味について、寺家・武家両者の立場から考えてみたい。

まず、先ほどまとめた吉良氏と臨済宗聖一派・京都東福寺・三河実相寺との密接な関係だが、それは足利(吉良)満氏が京都東福寺開山の聖一國師を招いて、自らの名字の地・三河国吉良庄に実相寺を建立した十三世紀にまで遡る。その後、十四世紀には三河実相寺の二世・無外爾然、及び、三世・可菴円慧が開山となつて三河に願成寺(現、西尾市)が創建され、それを吉良氏が保護している。続く十五世紀にも一峰明一(先述)入滅の地となつた三河華藏寺(現、西尾市)に吉良氏が財政支援を行い、臨済宗聖一派の岐陽方秀(先述)の弟子の恵寿・恵存らが転輪蔵や華嚴道場を建てている。<sup>(72)</sup>

以上から、臨済宗聖一派は京都から、吉良氏との関係を楨にして、吉良氏の所領・関係地域である三河へと教線を拡大・深化させていった様子が見て取れる。

一方、吉良氏の方も臨済宗聖一派との関係を求めた。既に見た事例以外にも、例えば、十四世紀、吉良満義は父・吉良貞義の百日忌に際して虎関師練(臨済宗聖一派)を陸座の師に請い、吉良尊義も

父・吉良満義の十三回忌に際して友山士徳（臨済宗聖一派）を拈香・陞座の師に請うた。<sup>(74)</sup>さらに、十五世紀、吉良義尚の闡維に際しては華岳建胄・景南英文・雲章一慶ら（いずれも臨済宗聖一派）を鎖龕・起龕・乗炬の師に請うている。<sup>(75)</sup>

以上のように、吉良氏は臨済宗聖一派・京都東福寺・三河実相寺との間に非常に強いつながりを有していた。これは臨済宗聖一派の方から見れば、京都から三河への教線拡大・深化の過程でもあった。

こうした事実を踏まえた上で、臨済宗聖一派が、十五世紀、浜松に登場したこの意味について考えてみると、おおよそ以下のようなになるだろう。すなわち、寺家（臨済宗聖一派）の方から見れば、吉良氏との関係を挺に京都から三河へと拡大させた教線を、十五世紀にはさらに東方の同氏領・浜松にまで拡大させて遠江授竜庵を建立し、都鄙の間に道を結ぶことに成功した。<sup>(76)</sup>一方、武家（吉良氏）の方から見れば、自らと深い関係にある禅宗勢力を浜松にまで招聘し得たことで、前世紀には果たし得なかつた真言宗勢力（鴨江寺）の相対化（在地に圧倒的な存在感を誇つた伝統的宗教勢力の打破）を漸く達成したと。以上のような歴史的位置を与えることができよう。すなわち、ここに中世浜松の信仰空間は、明確に多元化（多様化）したのである。

その信仰空間多元化・多様化の一翼を担い、しかも、臨済宗以上に中世浜松を席卷した宗派・寺院があった。それが、曹洞宗普濟寺

である。続けて、その普濟寺について見ていく。

### (三) 曹洞宗普濟寺

普濟寺については既に一定の研究がある。<sup>(77)</sup>但し、それらは『日本洞上聯灯録』などの近世史料に依拠した説明・解説がほとんどであったため、中世史料から裏付けなおしておく必要がある。その、『日本洞上聯灯録』によれば、十五世紀前半、華蔵義曇が吉良氏に庇護されて普濟寺を立てたという。<sup>(78)</sup>

まず、その創建だが、嘉吉年間には「於普濟丈室」<sup>(79)</sup>、「於遠江州随縁山（今改作広沢山）」<sup>(80)</sup>、普濟禪寺之方丈室」などと見えることから、十五世紀前半にはその姿を確認することができる。

次に、吉良氏と普濟寺との関係だが、華蔵義曇が死の直前の康正元年（一四五五）に遺したものの写しである『華蔵和尚真蹟之写』<sup>(81)</sup>によれば、「依城主外護之加被力」という言葉が認められるため、吉良氏との関係（同氏からの庇護）もまた確認することができる。

以上から、普濟寺についての『日本洞上聯灯録』の記載は基本的に信頼してよいだろう。

そのことを確認した上で、改めて普濟寺について見ていくと、十五世紀前半、吉良氏からの庇護を受けて建てられた同寺は、以降「普濟寺十三門派」と称される華蔵義曇の弟子たちが中心となつて、浜松を中核とした天竜川周辺以西の遠江、及び、三河・尾張・伊勢



方面へとその教線を爆発的に拡大させていったことが知られている<sup>(82)</sup>。普濟寺とは東海地域における曹洞宗の一大拠点なのであった。

そうした普濟寺は吉良氏から庇護を受けるだけの存在ではなく、  
「吉良殿御位碑所<sup>(83)</sup>」として吉良俊氏・吉良義尚・吉良義真らの年忌・  
月忌に際して回向を行うなど<sup>(84)</sup>、両者は双方向的な関係を持つ間柄に  
あつたことが分かる。

では、なぜ華藏義曇は十五世紀前半、浜松にやってきたのか。華  
藏義曇は曹洞宗寒巖派の人物で、曹洞宗寒巖派は寒巖義尹（曹洞宗  
の開祖・道元の法嗣）が越前永平寺から肥後大慈寺へと教線を拡大  
させたことにはじまる曹洞宗の有力な一派であつた。だが、鎮西で  
振るわなくなり<sup>(85)</sup>、寒巖義尹から鉄山士安―東洲至遠―梅巖義東を経  
てその法流を継承した華藏義曇が新天地を求めたという。

だが、なぜそこで彼が行き着いたのが浜松だったのか。この問題  
につき、その理由を直接示すような史料は見当たらないので、試み  
に、十五世紀前半の遠江の状況を眺めてみると、華藏義曇が到達す  
る直前の遠州には曹洞宗の別の有力な一派が既に到来していたこと  
に気付く。

その一派とは、能登総持寺を中心に北陸へと教線を拡大させた磐  
山紹瑾から、峨山韶碩―太源宗真―梅山聞本と連なる法流・一派で  
ある。そして、その法流を継承した如仲天間が、応永十八年  
（一四一一）、遠江に大洞院（現、周智郡森町）を設けたのであつた<sup>(86)</sup>。

以降「大洞院六門派」と称される如仲天間の弟子たちが中心となつ  
て、天竜川周辺以東の遠江、及び、その近接地域へと教線を爆発的  
に拡大させていったことが知られている<sup>(87)</sup>。

そうした大洞院の活動を保護していたのが遠江守護斯波氏であり、  
そもそも曹洞宗が北陸から遠江へと進出・拡大し得た背景について  
も、越前守護を務めた斯波氏が十五世紀初頭に遠江守護を獲得し庇  
護を加えたことが大きかったと指摘されている<sup>(88)</sup>。

つまり、十五世紀前半の遠江には曹洞宗勢力が一足早く入つてお  
り、教線拡大のための基盤が既に整えられていたのである。「大洞  
院六門派」と「普濟寺十三門派」とが後に相互補完的に東海地域周  
辺への進出を果たしていくことから考えるに、華藏義曇は曹洞宗展  
開の新天地としてそのような遠江に注目した可能性が極めて高い。

その場合、天竜川周辺以東には既に斯波氏と組んだ大洞院の勢力が  
存在する以上、天竜川周辺以西に拠点を求める他なく、かつ、守護  
斯波氏とは対立関係にない者を庇護者とする必要があつた。このよ  
うに見たとき、華藏義曇が吉良氏、そして、浜松に着目したのは至  
極当然な選択であつたように思われるのである。

以上、曹洞宗普濟寺について見てきた。先述した臨濟宗授竜庵の  
姿と併せて、十四世紀とは浜松の信仰空間が大きく変化しているの  
が分かるであろう。では、そうした信仰空間の創出を吉良氏に可能  
とさせたものは一体何だったのか。この点、吉良氏を取り巻く地域

の状況、特に一國守護との関係に注目しつつ、最後に、検討を加えていく。

#### (四) 遠江守護斯波氏との関係

今川氏が守護を務めていた十四世紀とは打って変わって、十五世紀になると応永十二年(一四〇五)頃には幕府管領を務める斯波義重が新たな遠江守護に就任し、以後約百年の長きにわたって斯波氏が遠江守護を独占的に務めるようになる。

だが、先述の如く、斯波義重は吉良満貞が斯波義將に娘を嫁がせたことよってできた子であり、吉良氏とは血縁でつながる人物であったため、吉良氏としては今川氏から斯波氏への遠江守護改替は全く問題がなかったと考えられる。事実、吉良氏が浜松内外でこれまで見られなかったような所領拡充や代官請負などといった活動を活発化させていったことが確認されるのは、斯波氏による遠州支配が最も安定していたとされる一四〇〇年代頃から一四三〇年代頃にかけての時期なのであった。

このように、領主吉良氏による浜松支配が充実しはじめた時期と、守護斯波氏による遠江支配が安定していた時期とが重なっている(相関関係にある)と見られることは、守護と姻戚など緊密な関係にある領主の地域支配の安泰が守護支配のそれと深くつながっていたことを示唆しているようで興味深い。この点、他地域でも、先述し

たように、越前守護家斯波氏と国人(奉公衆家)千秋氏とが姻戚を含め密接な関係にあり、政治的な浮沈もともにしていたという事例が指摘されているのと同様であろう。

しかし、永享八年(一四三六)に斯波義重の子・斯波義郷が死去したのに伴って幼い斯波義健が家督を相続してからは、嘉吉元年(二四四一)の遠江今川氏の叛乱、文安四年(二四四七)の斯波氏家臣団の内紛など、遠江の不安定化が進行していった。

そのような中で、文安四年、吉良義尚は斯波義健に娘を嫁がせ、斯波氏家臣団の紛争を停止させた。このように吉良氏が斯波氏権力の弱体化を回避すべく尽力した背景には、管領の一角たる斯波氏を救うことで幕府の安寧を図ると同時に、守護たる斯波氏に安定的な遠江支配を実現させることで自らの浜松支配の安泰を期すという思惑が大きかったものと考えられる。吉良氏が斯波氏勢力の脆弱化を願っていなかったことは明らかである。

以上の事実を踏まえた上で、十五世紀前半の浜松に禅宗勢力が浸透し得た背景を考えると、以下のようになるだろう。すなわち、浜松領主・吉良氏の願いと、自らと親しい間柄にある守護・斯波氏による遠江の安定的な支配であった。事実、十五世紀前半という時期は、吉良氏と密接な関係にあった斯波氏による遠江支配が最も安定していた時期であり、同時に、吉良氏による浜松内外の支配が充実していた時期でもあった。このような遠江守護斯波氏との緊密な

関係と守護による遠江情勢の安定化を背景として吉良氏による浜松支配も深化・充実し、それによって同氏は真言宗鴨江寺の反対を押し切り得、漸く禅宗勢力の招聘に成功したのだと。ひとまず、以上のように考えられるのである。

それと同時に、吉良氏による浜松への禅宗導入成功の背景には、斯波氏による全面的な協力もあつたものと想定される。前章でも述べたように、十四世紀後半、今川氏が遠江守護であつた時代は、同氏と対抗関係にある斯波氏と緊密な関係にあつた禅宗勢力が遠州に浸透・拡大していくのは困難だつたと考えられ、事実、それは失敗した。中央では斯波派、地方ではそのライバル細川派（今川氏）と組むという吉良氏による「二重外交」の限界である。だが、十五世紀、今川氏に替わつて斯波氏が遠江守護となると、そうした限界は自ずと突破される。吉良氏は都鄙いずれにおいても斯波氏と結ぶに至るからである。かくして、禅宗勢力の遠江への浸透・拡大にも障壁はなくなり、結果、吉良氏による浜松への禅宗導入は成功したと考えられるのである。

このように、都鄙における遠江守護斯波氏との緊密な関係、そして、それによる浜松での吉良氏の領土支配の進展と、斯波氏による遠州での禅宗拡大方針協力が、前世紀とは異なり、吉良氏による浜松への禅宗導入成功の背景としては想定されるのである。

だが、享徳元年（一四五二）、斯波義健が夭折すると、吉良氏の

思いも空しく、斯波氏の遠江支配は混乱していく。そして、吉良氏もまた不安定な時代に対峙していかねばならなくなるのである。<sup>96</sup>

おわりに

以上、本稿では従来未検討であつた十四世紀後半から十五世紀前半にかけての吉良氏による浜松庄支配につき、これまで発給者不明とされてきた関係文書を花押の形から全て吉良氏発給のものとして確定させつつ、それを突破口に、同氏の特に寺社との関係を中心とした地域支配の実態解明と、その前提としての同地における信仰空間を軸とした在地構造の復元を第一に行い、その上で、守護との関係、連動する都鄙の姿、都鄙を結ぶ道などの実相についても適宜に検討してきた。以下、結論部分をまとめておこう。

第一章では、十四世紀後半の吉良氏と浜松について検討した。

はじめに、観応擾乱を経て幕府に帰参した吉良氏は、中央での派閥抗争において斯波派と親しい位置にあり、それによって復権を成し得、浜松庄も獲得し得たこと、だが、同氏は斯波派の対抗勢力である今川氏（了俊）とも同時に姻戚関係を構築していたことを明らかにした。

次に、その「ねじれ」の背景としては、中央（京都）の状況からでは説明が困難で、今川氏との間に伝統的な姻戚関係も特には見受

けられないことから、地方（遠江）の在り方こそ影響していたものと考え、吉良氏と浜松庄との関係を探った。

まず、十四世紀以降、浜松は吉良氏の支配するところであった。だが、そこには同氏の入部以前から存在する真言宗鴨江寺が強大な勢力を誇っていた。かくして、吉良氏は同勢力の相対化を図るべく、十四世紀後半、その寺領を没収して臨済宗夢窓派の有力な禅僧・汝霖妙佐に寄進し同派を現地・浜松まで引き入れようとした。しかし、それは鴨江寺の強い反対の前に失敗せざるを得なかったことを明らかにした。

以上のように、吉良氏が十四世紀後半に浜松支配をはじめた事実及び地域の実態を解明すると同時に、まさにその時期、浜松の存する遠江の守護を務めていたのが今川氏（了俊）であったことも確認・指摘した。かくして、浜松の領主としてその支配の安泰を期すべく浜松の存する遠江の守護を務める今川氏との関係強化・延長を図って吉良氏は今川氏と姻戚関係樹立に踏み切ったと結論付けた。だが、中央では斯波派と、地方では細川派（今川氏）と組むという「二重外交」は、遠州に斯波氏と親しい禅宗勢力を導入するという点に関してはマイナスに働き、結果、鴨江寺の反発に加えて、遠江守護今川氏からの非協力という事態も、吉良氏による浜松への禅宗導入失敗の一因となったと指摘した。

第二章では、十五世紀前半の吉良氏と浜松について検討した。

十五世紀に入ると、浜松の信仰空間は一変した。真言宗鴨江寺と交替するかのように、新たな寺院が台頭したのである。一つが臨済宗（聖一派）授竜庵、もう一つが曹洞宗（寒巖派）普濟寺であった。吉良氏は、鴨江寺の勢力を押し切る形で禅宗勢力の招聘に成功し、前世紀には果たし得なかった中世浜松の信仰空間の相対化を達成したのであった。同時に、これは寺家（特に臨済宗聖一派）の方から眺めれば、吉良氏との関係を足掛かりに京都から三河へとつないだ教線を、十五世紀にはさらに東方の吉良氏領・遠江にまで拡大させた成果と見ることができる。

こうした事情（変化）の背景としては、遠江新守護斯波氏との緊密な関係と守護による遠江支配の安定の下、吉良氏も浜松内外で領主支配・勢力を拡大・深化させることに成功したこと、そして、今川氏が遠江守護を務めた前世紀段階とは異なり、都鄙ともに斯波氏と連携するという時代に移ったことで、禅宗勢力の遠江への導入に障壁がなくなったことなどが大きかったのではなかったかと結論付けた。

最後に、以上によって明らかとなった吉良氏（在京する非守護・有力者）による浜松庄支配（地域支配）という実例を通じ、近年の研究で盛んに唱えられている、必ずしも守護のみに収斂することのない多様な在京有力者勢力が、中央から地方を支配し、都鄙が多元的に結び付いているという室町期支配体制の像・姿に関していくら

かの指摘をしておきたい。既に在地における領主支配や信仰の問題については検討を終えたので、ここでは①「守護以外の勢力の存在」が強調されたがために却って後景に退いてしまった感のある彼ら（非守護勢力）と守護との関係、②連動する都鄙の姿（とりわけ地方の持つ影響力に注目して）、③都鄙をつなぐ道の実態、の三点につき、一般化しつつ、言及・展望する。

第一点目としては、一国における守護と領主との姻戚・協調関係である。一般に、ある国において、守護と守護以外の勢力（特に守護を介さず將軍と直結するような勢力）との関係は、依然緊張・対立関係が強調されがちであるように思われるが、今川―吉良両者の間にそのような関係は基本的には見られない。そのことは斯波―吉良両者でも同じである。吉良氏は常に守護と姻戚を含む緊密・良好な関係を維持・構築することで、自身の所領支配の安泰と幕府体制の安寧とに努めたのである。一国における守護―非守護の関係はこうした協調・姻戚関係にももつと注目していくべきである。<sup>97</sup>

第二点目としては、地方が中央の在り方を規定していたことである。地方発の出来事が中央にまで影響を与えた事例としては、同時期の越前や越中で起きた在地の紛争がたちまちに京都に飛び火して管領の没落といった大事件（貞治・康暦の政変）にまで発展・炎上したケースが既に知られている。<sup>98</sup>だが、吉良―今川両者のように、中央では本来対抗関係にあった者同士が、地方、すなわち、守護と

国内有力者という立場上の関係から、互恵関係維持のため派閥関係を超えて中央で結婚を図るような事態が生じるなど、対立だけでなく、協調・姻戚関係においてもまた、地方は中央に影響を与えていたのである。都鄙の連動は中央・地方双方から、様々な契機から考える必要があることを指摘しておきたい。

第三点目としては、「守護以外の勢力」と「禪僧」とが相俟つて中央から地方へと摩擦や抵抗を乗り越えて道をつないでいく具体的な様相である。近年、早島大祐氏は、細川・斯波・山名・赤松などの各守護（大名）家の事例から、都鄙を結ぶ道を「守護の道」・「禪僧の道」などに整理し、その道同士が撚り合わさつて都鄙のラインが織り成される姿を描出した。<sup>99</sup>禪宗史（宗教史）と政治史とをリンクさせた手法は興味深く、本稿もそうした視点・方法（教線拡大を具体的に跡付けつつ、武家研究にも応用する）自体は活用している。だが、その際には「守護以外の勢力の道」についても考慮されるべきであるし、また、禪僧が武家と結び付いて中央から地方へ道をつないでいこうとしても、十四世紀の禪宗と真言宗（鴨江寺）のケースのように、それは必ずしも直線的に進展・成功するとは限らず、在地・地域に根差した宗教勢力の力量や周囲の政治状況如何によつては、押し返されて失敗するケース・可能性があったことにも留意すべきである。

本稿では、これまで顧みられることのなかった吉良氏による浜松



庄支配について分析し、それを通して、近年盛んに指摘されている、必ずしも守護のみに収斂することのない多様な在京有力者勢力が、中央から地方を支配し、都鄙が多元的に結び付いているという室町期支配体制の像・姿について検討(批判・補完)を図ろうとした。その際、近時、「京都」や「守護以外の勢力の存在」が強調されたがために却って後景に退いてしまった感がある、在地における非守護勢力の領主としての支配の側面や地域の実態解明に力点を置きつつ、彼ら(非守護勢力)と守護との関係(姻戚・協調面)、地方から中央を規定していく動き、都鄙をつなぐ道の具体相などに関しても考察し、十分注意を払う必要性のあることを示した。そして、本稿で剖検した吉良氏による浜松庄支配の在り方は、室町期在京領主による遠隔地支配の一例としてある程度一般化できるものと考え、他のケースについても検討・参照していく必要があるだろうが、それについては今後の課題であることを確認して、ひとまず擱筆する。

注

- (1) 石母田正『中世的世界の形成』(伊藤書店、一九四六年)、永原慶二『日本封建制成立過程の研究』(岩波書店、一九六一年)など。  
 (2) 田沼睦『室町幕府・守護・国人』(『岩波講座日本歴史』七、岩波書店、一九七六年)、川岡勉『室町幕府と守護権力』(吉川弘文館、二〇〇二年)など。

- (3) 清水克行『荘園制と室町社会』(『歴史学研究』七九四、二〇〇四年)、早島大祐『首都の経済と室町幕府』(吉川弘文館、二〇〇六年)、同『室町幕府論』(講談社、二〇一〇年)、山田徹『南北朝期の守護在京』(『日本史研究』五三四、二〇〇七年)、同『南北朝期の守護論をめぐって』(中世後期研究会編『室町・戦国期研究を読みなおす』思文閣出版、二〇〇七年)、同『南北朝期における所領配分と中央政治』(『歴史評論』七〇〇、二〇〇八年)、同『室町領主社会の形成と武家勢力』(『ヒストリア』二二三、二〇一〇年)、同『室町期越中国・備前国の荘郷と領主』(東寺文書研究会編『東寺文書と中世の諸相』思文閣出版、二〇一一年)、同『摂津国中島と河内国十七ヶ所・八ヶ所』(『ヒストリア』二三八、二〇一三年)、同『足利將軍家の荘園制的基盤』(『史学雑誌』一二三一九、二〇一四年)、同『室町時代の支配体制と列島諸地域』(『日本史研究』六三二、二〇一五年)、吉田賢司『室町幕府軍制の構造と展開』(吉川弘文館、二〇一〇年)、伊藤俊一『室町期荘園制の研究』(『塙書房』二〇一〇年)、同『室町期荘園制論の課題と展望』(『歴史評論』七六七、二〇一四年)、大藪海『室町幕府と地域権力』(吉川弘文館、二〇一三年)、同『中世後期の地域支配』(『歴史学研究』九一一、二〇一三年)など。

- (4) 川岡勉氏の室町幕府―守護体制論(前掲注(2))に対し、近年、山田徹氏や大藪海氏(前掲注(3))らが守護以外の存在にも注目して批判を展開、幕府・中央による地域支配の実態を追究しようとしている。

- (5) 呉座勇一『都鄙関係を読みなおす』(東京大学中世史研究会発表レジュメ、二〇〇八年)、稲垣翔『書評『室町・戦国期研究を読みなおす』』(『ヒストリア』二二一、二〇〇八年)、川岡勉『書評『室町・戦国期研究を読みなおす』』(『史林』九二一五、二〇〇九年)、山本隆志『書評『室町期荘園制の研究』』(『日本史研究』五八九、二〇一一年)。  
 (6) 湯浅治久『室町期駿河・遠江の政治的位置と荘園制』(阿部猛編『中世政治史の研究』日本史料研究会、二〇一〇年)。



- (7) この信仰空間という言葉は柘植信行「中世品川の信仰空間」（『品川歴史館紀要』六、一九九一年）を参照して用いている。ある地域・都市における寺社の形成・展開を総体的に捉える試みである。
- (8) 谷口雄太「足利氏御一家考」（佐藤博信編『関東足利氏と東国社会』岩田書院、二〇一二年）参照。
- (9) 『太平記』は延文五年に帰参・上洛したとする（『日本古典文学大系』三六、三三六頁。神宮徴古館本『太平記』一〇六七頁からも確認できる）が、事実、貞治元年には北朝年号を使用し（吉良満貞願文「実相寺釈迦三尊像胎内文書」『愛知県史』資料編八、九一八頁）、翌年にも幕府軍として行動している（足利義詮感状「天野文書」『静岡県史料』四、八一六〜八一七頁）ことから見て、史実と考えられる。
- (10) 北原正夫「室町期三河吉良氏の研究」（『歴史研究』二七・二八合併号、一九八三年）三八頁。
- (11) 小川信「足利一門守護発展史の研究」（吉川弘文館、一九八〇年）四〇六〜四二八頁。
- (12) 『不二遺稿』・『武衛系図』・『系図纂要』（『大日本史料』七編三二冊、四五〜四六頁・五〇〜五一頁）。
- (13) 『康富記』応永二十五年八月十八日条。
- (14) 『尊卑分脈』三、二五九〜二六〇頁。
- (15) 『常楽記』（『群書類従』二九、二二三三頁）。「常楽記」は阪本龍門文庫本も同内容。
- (16) 以後、十六世紀前半になるまで両者の姻戚関係は確認されない。谷口雄太「戦国期における三河吉良氏の動向」（『戦国史研究』六六、二〇一三年）参照。
- (17) 『梅花無尽蔵』『静岡県史』資料編七、二五〜二六頁。
- (18) 阿部浩一「中世浜松の物流と都市」（『浜松市博物館報』一四、二〇〇一年）一〇五〜一二二頁、「中世の都市と「ひくま」（『浜松市博物館、二〇〇一年）
- 一〜二頁。
- (19) 森田香司「浜松荘の支配をめぐって」（『遠江』一四、一九九一年）二二〇〜二二三頁、山田徹「南北朝期における所領配分と中央政治」（『歴史評論』七〇〇、二〇〇八年）一八〜一九頁。
- (20) 『花押かがみ』五、一九一頁。
- (21) 佐藤元清軍忠状写（『佐藤文書』『大日本史料』六編一五冊、五四八頁）。
- (22) 前掲注（19）。
- (23) 仁木義長書下（『鴨江寺文書』『静』資六、二四九〜二五〇頁）などとは形式を全く異にする。
- (24) なお、『壬生家文書』は花押Cを「某」とするが、花押Bと同形で、当時、引付頭人にして官途・左兵衛佐（B・Cの本文差出書はいずれも左兵衛佐（花押）、実名・俊氏（Bの封紙ウハ書は左兵衛佐俊氏）は吉良俊氏しかおらず、いずれも吉良俊氏に比定される。ちなみに、【史料一】や後掲【史料四】【史料五】が吉良氏発給だということは、実は既に『鴨江寺蔵古文書解説予備篇』（鴨江寺、一九六八年、五七〜六五頁）が指摘していた（私家版ということもあって全く注目されていないが）。だが、ここでは比定の根拠が示されず、内容的にも問題もあることから、今回全面的に再検討を図る。
- (25) 前掲注（15）。
- (26) これについては前掲注（16）。
- (27) 後醍醐天皇論旨（『鴨江寺文書』『静』資六、四頁）、後醍醐天皇論旨（『鴨江寺文書』『静』資六、七頁）。
- (28) 『瑠璃山年録殘篇裏書』（『大福寺文書』『静』資六、一三三頁）。
- (29) 大塚克美編著『浜松の歴史』（東洋書院、一九八三年）二二二〜二三三頁。
- (30) 玉村竹二『五山禅僧伝記集成』（講談社、一九八三年）三〇五〜三〇六頁、村井章介『春屋妙葩と外交』（同『アジアのなかの中世日本』校倉書房、一九八八年、初出一九八七年）二九四〜三一頁。
- (31) 汝霖妙佐は「十刹」の西堂ゆえ「妙佐西堂」ではなく「汝霖西堂」と呼

ばれるはずとの批判があるかもしれない。だが、ここでは世俗の人間たる吉良俊氏が「妙佐西堂」と呼んでいるのだから問題はない(川本慎自・奥座勇一両氏御教示)。

- (32) 『宋学士全集補遺』(『大日本史料』六編三〇冊、一八二頁)。  
(33) 玉村、前掲注(30)。  
(34) 『静岡県の地名』(平凡社、二〇〇〇年)一〇六九〜一〇七〇頁。  
(35) 今枝愛真「斯波義将の禅林に対する態度」(同「中世禅宗史の研究」東京大学出版会、一九七〇年、初出一九五六年)四五〇〜四七〇頁。  
(36) 『相国寺供養記』(『群書類従』二四、三三七〜三三八頁)。これについては谷口雄太「中世における吉良氏と高氏」(『新編西尾市史研究』二、二〇一六年)も参照。  
(37) 『応永記』(『群書類従』二〇、三〇六頁)。尊経閣文庫蔵『堺記』(和田英道「尊経閣文庫蔵『堺記』翻刻」『跡見学園女子大学国文学科報』一九九一年、六三頁)、神宮文庫蔵『大内義弘退治記』も同内容。  
(38) 『薩戒記』応永三十二年十二月二十日条。  
(39) 佐藤進一「室町幕府守護制度の研究」上(東京大学出版会、一九六七年)九四〜一〇一頁。  
(40) 『難太平記』(『群書類従』二一、六一〇〜六一一頁)。「難太平記」は以下、京都大学附属図書館所蔵谷村文庫本も同内容、『静岡県史』通史編二(静岡県、一九九七年)三三八〜三三九頁。  
(41) 『静岡県史』通史編二(静岡県、一九九七年)三三八頁。  
(42) 吉良満貞書下(『今川文書』『静』資六、三八八頁)。  
(43) 他にも、今川了俊は仏海禅師(一峰明一)を師としその塔頭正法院に今川庄を寄進した(『難太平記』『群書類従』二一、六一一頁)が、仏海禅師・正法院は吉良氏とつながりの深い寺院であった(後述)。このような宗教面からも吉良―今川両者の関係は窺える。  
(44) 『難太平記』(『群書類従』二一、六二二頁)。  
(45) 『花宮三代記』(『静』資六、三八七頁)。  
(46) 今川了俊書下(『蒲神社文書』『静』資六、四五九頁)。  
(47) 『福井県史』通史編二(福井県、一九九四年)五二二〜五二四頁。  
(48) 『改訂図説浜松の歴史』(浜松市博物館、二〇〇六年)三四頁。  
(49) 小林輝久彦氏御教示。  
(50) 吉良俊氏は上野国寮米保(現、群馬県太田市)地頭職の確保を足利義満に要請しそれが認められた応永八年(足利義満御内書「上杉家文書」一、四二〜四三頁)がその終見となっており、同二十二年以前に死去したものと見られる。ちなみに、上野国寮米保と隣接する同国大蔵郷(現、群馬県太田市。これも吉良氏領)、『松陰私語』『群馬県史』資料編五、八一頁)の周辺は渡河点を含む国境河川地帯として重要な地域であり(築瀬大輔「新田領の形成と渡良瀬川」同「関東平野の中世」高志書院、二〇一五年、初出二〇〇五年、六九頁)、東国という遠隔地ながらもそのような場所に吉良氏は権利を有していたことが窺える(なお、佐渡・越後にも利権を有していた。谷口雄太「足利氏御一家補考三題」『十六世紀史論叢』二、二〇一三年参照)。  
(51) 『静岡県の地名』(平凡社、二〇〇〇年)一一五六頁。  
(52) 『蔗軒日録』文明十六年五月十日条、『五岳前住籙』・補庵京華別集(『大日本史料』八編一五冊、三二四〜三二六頁)、『慧日山宗派図』(『大日本史料』八編一六冊、二二三〜二二五頁)。  
(53) 白石虎月編纂『東福寺誌』(思文閣出版、一九七九年)六六〇頁。  
(54) 『碧山日録』応仁二年六月六日条。  
(55) 『蔭涼軒日録』文明十八年正月十八日条。  
(56) 『慧日山宗派図』(『大日本史料』八編一六冊、二二四頁)。  
(57) 白石、前掲注(53)書、五六二頁。  
(58) 前掲注(56)。  
(59) 『聖一国師年譜及語録』(『大日本史料』七編二八冊、八三〜八四頁)。

- (60) 玉村竹二校訂『扶桑五山記』(臨川書店、一九八三年)二二五頁。
- (61) なお、本棟札は『静岡県史』では「本銘文は検討の余地がある」とされ『静』資六、七七八頁)、『静岡県史料』でも「疑を存」すとされている(第五輯、五六七頁)。だが、筆者は同棟札を所蔵する浜松市博物館で原田昌典・鈴木吉則・森田香司・鈴木悦道・齋藤俊幸・小林輝久彦各氏と現物を調査する機会に恵まれ、そこで本棟札は十分内容を信ずることができると判断されたため、問題なく使用していくこととする。
- (62) 玉村竹二『五山禅林宗派図』(思文閣出版、一九八五年)六八頁。
- (63) 白石、前掲注(53)書、四六三〜四六五頁。
- (64) 『冥枢会要』、『禅学典籍叢刊』三、四〇六頁。
- (65) 前掲注(62)。
- (66) 玉村、前掲注(30)書、四〇頁。
- (67) 『友山録』(『大日本史料』六編二〇冊、八五五〜八五八頁)。
- (68) 前掲注(62)。
- (69) 吉良満貞願文(「実相寺釈迦三尊像胎内文書」『愛知県史』資料編八、九一八頁)、比丘二元等結縁交名(「実相寺釈迦三尊像胎内文書」『愛知県史』資料編八、九一六〜九一七頁)、比丘二元等結縁交名(「実相寺釈迦三尊像胎内文書」『愛知県史』資料編八、九一七〜九一八頁)。
- (70) 『三河の禅林』(岡崎市美術博物館、二〇〇九年)三〜七頁、松井直樹「丸山御所の時代」(田島公編『史料から読み解く三河』笠間書院、二〇一二年)三一〜四九頁。
- (71) 米田孝仁「西尾市願成寺可庵円慧(円光禪師)坐像調査報告」(『愛知県史研究』六、二〇〇二年)八三〜八四頁。
- (72) 『不二遺稿』、『五山文学全集』三、一〇二〜一〇三頁。
- (73) 『虎関紀年録』、『大日本史料』六編七冊、五六五頁。
- (74) 前掲注(67)。
- (75) 谷口雄太「吉良義尚と吉良義真」(『静岡県地域史研究』二、二〇一二年)参照。
- (76) もちろん、その成功・拡大の要因を領主・吉良氏からの庇護だけに求めてはならない。なぜなら、十四世紀の三河では庶民層を含む多数の人々が密教色の強い釈迦三尊像を実相寺に造立するのに参加し(『三河の禅林』岡崎市美術博物館、二〇〇九年、五頁・四〇〜四二頁)、十五世紀の遠江では「大勧進」「大工」らが賀久留八幡宮建立の尽力しているからである(史料一〇)。禅宗拡大の背景には神祇や密教との親和性、勧進(聖的活動)を通じた地域からの支持という禅僧による主体的な動きもあつたのであり、そうした点も見落としてはならない。
- (77) 鈴木泰山『禅宗の地方発展』(吉川弘文館、一九四二年)三二二〜三三九頁。神谷昌志『廣澤山普濟寺六百年史』(普濟寺、二〇〇八年)もある。
- (78) 『曹洞宗全書』史伝上、二九二頁。
- (79) 易図相伝血脈断紙(「万松寺所蔵」『静』資六、九四五頁)。
- (80) 命天慶受授出家作法附法状(「宿盧寺所蔵」『静』資七、九頁)。括弧内は割注。
- (81) 「普濟寺原蔵」『東京大学史料編纂所架蔵謄写本』。
- (82) 前掲注(77)。
- (83) 今川氏真判物写(「普濟寺文書」『静』資七、一三〇〇頁)。
- (84) 遠江州浜松庄富塚郷広沢山普濟寺日用清規(『曹洞宗全書』清規、六四五〜六四六頁・六五六頁・六五八頁・六六三頁)。
- (85) 鈴木、前掲注(77)書、二五一〜二五二頁。
- (86) 前掲注(77)。このことは同二十二年には大洞院の名が確認される(梅山聞本置文「竜沢寺文書」『静』資六、七三三頁)ため事実と見て大過ない。
- (87) 同前。
- (88) 広瀬良弘「遠江大洞院の成立とその檀越」(同『禅宗地方展開史の研究』吉川弘文館、一九八八年、初出一九七五年・一九七八年)二四五〜二六一頁。
- (89) 前掲注(77)。

(90)

村井章介「東寺領遠江国原田・村櫛両荘の代官請負について」『静岡県史研究』七、一九九一年、六〇〜六一頁、尾張国在庁等注進状（醍醐寺文書）『新修稲沢市史』資料編七、四四〇頁、『九条家歴世記録』二、六六頁、栄玄寄進状写（徳川林政史研究所蔵）『静』資八・補遺、七五頁、『看聞御記』永享四年十月十一日条、吉良義尚袖判下文（中村文書）『静』資六、八九〇頁。これに対し、十四世紀には浜松庄西隣・村櫛庄（和地・伊佐地）を半済地としていたことしか知られない（村櫛庄本家年貢対捍人注文「東寺百合文書」『静』資六、三三八頁）。

なお、十五世紀前半、吉良氏は都でも將軍家に次ぐ御一家として活発に活動を展開しており、当時は都鄙で同氏が最も充実した時期だった。この点、当該期の当主・吉良義尚の在京活動は従来未整理であったのでここで確認しておく。

まず、応永十七年から翌年には祇園社との関係が窺え（吉良義尚書状写「祇園社記続録第二」『八坂神社記録』四、三六六〜三六七頁・三六九頁、同二十六年には「一条室町」での喧嘩に際し三条家に合力したことが知られる（『看聞御記』同年六月二十三日条）。三条家との関係は『高倉永豊卿記』文安二年六月二十八日条や宮内庁書陵部本『応仁記』（和田英道編）『応仁記・応仁別記』九五〜九六頁）、早大本『応仁記』（日下力編『軍記物語集』八六六〜八六八頁）にも見える。その後、同三十三年には「一条南室町西」の吉良邸が燃え（『薩戒記』同年二月一日条）、正長元年には飛鳥井家との関係が分かる（飛鳥井雅縁讓状「東京大学史料編纂所蔵文書」『室町武家関係文芸集』一八頁）。このように、当時の吉良氏には室町殿・上御所に近い一条室町に京屋形が存在が窺えとともに、公家（三条家や飛鳥井家）や寺社（祇園社や東福寺）との間に関係が確認されるなど、本格的な在京活動・交流が見られた。

他にも、在京徴証としては「京菩提寺」（早島大祐『室町幕府論』講談社、二〇一〇年、二二五〜二三八頁）が挙げられ、吉良義尚は自らの菩提寺を

東福寺正法院としたが、それは従来、三河実相寺を菩提寺としてきた吉良氏にとってははじめてのことであったと思しい。各種系図類等から見た同氏の菩提寺は以下の通り。貞義（実相寺・三河）―満義（寂光寺・三河カ）―満貞（道興寺・三河）―俊氏（龍門寺・三河）―義尚（正法院・京都）―義真（拈花院・京都カ）―義信（常楽院・京都）―義元（少林院・京都）―義堯（乾福院）―建福寺？（京都カ）―義郷（宝珠院・三河）―義安（華藏寺・三河）。以後、都における吉良氏の活動はさらに活発化していく（前掲注（16）・（75））。

(91) 秋本太二「遠江に於ける守護領国支配の推移」『地方史静岡』二、一九七二年、四九〜五〇頁。

(92) 前掲注（47）。

(93) 『東寺執行日記』嘉吉元年閏九月二十七条。

(94) 『建内記』文安四年五月二十八日条。

(95) 同前。

(96) 以降の吉良氏については前掲注（16）。

(97) 例えば、川添昭二「室町幕府奉公衆筑前麻生氏について」、『九州史学』五七、一九七五年）、石田晴男「室町幕府・守護・国人体制と「一揆」」、『歴史学研究』五八六、一九八八年）、三宅唯美「室町幕府奉公衆遠山氏について」、『年報中世史研究』一七、一九九二年）、杉山一弥「室町幕府奉公衆葛山氏」、『同』室町幕府の東国政策』思文閣出版、二〇一四年、初出二〇〇〇年）、清水克行「ある室町幕府直臣の都市生活」、『同』室町社会の騷擾と秩序』吉川弘文館、二〇〇四年、初出二〇〇二年）、呉座勇一「伊勢北方一揆の構造と機能」、『同』日本中世の領主一揆』思文閣出版、二〇一四年、初出二〇〇七年）、同「室町期の守護と国人」、『東京大学日本史学研究室紀要』一七、二〇一三年）、市川裕士「若狭本郷氏の動向と室町幕府・守護」、『若越郷土研究』五二―一、二〇〇七年）、同「南北朝・室町期における伊予国人大野氏の政治的動向」、『伊予史談』三四五、二〇〇七年）、同「伊予国人

大野氏と室町幕府・守護』（『史学研究』二六九、二〇一〇年）、同「安芸国人沼田小早川氏と室町幕府・守護」（『ヒストリア』二三三、二〇一二年）、同「安芸守護山名氏の分国支配と地域社会」（『史学研究』二七九、二〇一三年）、大藪海「中世後期の地域支配」（『歴史学研究』九一一、二〇一三年）など、一国における守護と非守護勢力との協調関係を指摘する研究は現在多々見られるようになってきている。

(98) 小川、前掲注(11)書、四二九〜四四七頁・四五六〜四五九頁。

(99) 前掲注(90)書、二二五〜三三八頁。

【付記】 花押・地図の掲載は、静岡県歴史文化情報センター・鴨江寺・株式会社

社ぎょうせい・宮内庁書陵部・浜松市博物館・東京大学史料編纂所・三重県環境生活部文化振興課県史編纂グループ・石水博物館からの許可を得た。本稿は、平成二十八年科学費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。